

茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例（平成30年条例第30号）新旧対照表

改正案	現行
茨城県イノシシ、<u>ツキノワグマ</u>等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例 本県は、水と緑に恵まれた多彩な県土を有しており、その豊かな自然環境には、<u>多種多様な野生鳥獣が生息している</u> _____。 <u>しかしながら、人間と野生鳥獣、自然環境の調和は、過疎化・高齢化に伴う里山の荒廃や気候変動などにより急速に失われつつあり、イノシシ、ハクビシン等の野生鳥獣が人間の生活圏に出現し、農林水産物や県民の生活環境に看過できない被害を及ぼすようになった。</u> <u>加えて近年は、県内に生息していなかったツキノワグマ、キョン及びニホンジカの侵入が確認されており、これらの野生鳥獣が定着した場合には、農林水産物や生活環境のみならず県民の生命、身体及び財産に深刻な</u>	茨城県イノシシ_____等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例 本県は、水と緑に恵まれた多彩な県土を有しており、その豊かな自然環境__は、<u>本県が全国屈指の農業県として揺るぎない地位を築く基盤となってきた。</u> <u>しかしながら、近年、一部の野生鳥獣による農林水産物への被害が発生し、農林水産業者に打撃を与えている。</u> <u>特に、イノシシによる農作物被害は、農家の営農意欲を減退させ、耕作放棄地を増加させる一因となっている。耕作放棄地の増加は、イノシシの生息域の拡大につながり、さらなる農作物被害を招くという悪循環が生じている。</u> <u>また、住宅地や道路でイノシシの出没が確認され、県民の身体に対する危害や財産への被害が発生するなど、県民の生活を脅かす事態となっている。</u> <u>加えて、ハクビシン等による住居への侵入などの生活環境被害も発生し、人と野生鳥獣、自然環境の調和のとれた社会の実現が求められている。</u>

被害が生じることが危惧される状況にある。

ここに、本県が野生鳥獣を巡る新たな局面を迎えたことに鑑み、野生鳥獣による被害の防止対策の強化を図ることにより、県民の安全・安心な生活を確保するとともに農林水産業等を守ることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県民の生活圏に出現する野生鳥獣による被害の防止対策に関し、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、被害の防止対策を総合的かつ効果的に推進し、もって_____県民の安全・安心な生活の確保及び農林水産業をはじめとする地域の産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「指定野生鳥獣」とは、イノシシ、ツキノワグマ、キョン、ニホンジカ、ハクビシンその他_____県民の生命、身体若しくは財産、農林水産物又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣として規則で定めるものをいう。

2 この条例において「指定野生鳥獣関係団体」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の5第2項第1号の認定鳥獣捕獲等事業者その他の指定野生鳥獣による被害の防止対策に資する取組を行う団体をいう。

(県の責務)

ここに、イノシシ等による被害に県及び関係者が協働して敢然と立ち向かい、農林水産業を守り、県民の安全・安心な生活を確保することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、イノシシ等_____野生鳥獣による被害の防止対策に関し、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、被害の防止対策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の健全な発展及び県民の安全・安心な生活の確保_____に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「指定野生鳥獣」とは、イノシシ_____、ハクビシンその他農林水産物、県民の生命、身体若しくは財産_____又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣として規則で定めるものをいう。

2 この条例において「指定野生鳥獣関係団体」とは、_____指定野生鳥獣による被害の防止対策に資する取組を行う団体をいう。

(県の責務)

第3条 県は、指定野生鳥獣による被害の防止対策に関する総合的な施策（法第7条の2第1項の第二種特定鳥獣管理計画を含む。）を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村が次条の規定に基づき実施する施策への必要な支援（法第34条の5第1項の応援を含む。）を行うものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、指定野生鳥獣の習性に関する理解を深め、県及び市町村が実施する指定野生鳥獣による被害の防止対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、指定野生鳥獣（ツキノワグマ、キョン、ニホンジカその他規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は指定野生鳥獣である疑いがある野生鳥獣を発見したときは、直ちに、自己又は他人に対する危害の防止のため必要な措置を講ずるとともに、速やかに、発見した旨を県、市町村その他の関係機関に通報するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第7条 県は、指定野生鳥獣による被害の防止を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 指定野生鳥獣の生息数その他の生息状況に関する調査及び指定野生鳥獣による被害状況等の把握並びにこれらの結果に基づく効果的な被害の防止対策の推進

(2) 県民の指定野生鳥獣の習性の理解に資する情報の収集及びその県

第3条 県は、指定野生鳥獣による被害の防止対策に関する総合的な施策 _____を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村が次条の規定に基づき実施する施策への必要な支援 _____を行うものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、指定野生鳥獣の特性に関する理解を深め、県及び市町村が実施する指定野生鳥獣による被害の防止対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第7条 県は、指定野生鳥獣による被害の防止を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 指定野生鳥獣の生息状況、指定野生鳥獣による被害の状況等に応じた _____ 効果的な被害の防止対策の推進

(2) 県民の指定野生鳥獣の特性の理解に資する情報の収集及び提供

民への周知徹底

- (3) 指定野生鳥獣による人の生命又は身体に対する危害及び財産への被害の防止に資する知識等の普及啓発
- (4) 指定野生鳥獣について法第34条の2第2項の緊急銃猟その他の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。）（以下この条において単に「捕獲等」という。）をする者の確保並びに指定野生鳥獣の捕獲等をする者に対する専門的な知識及び技術の維持又は向上のための研修の充実
- (5) 指定野生鳥獣の捕獲等をする者の経済的負担（専門的な知識及び技術の維持又は向上に要するものに限る。）の軽減
- (6) 指定野生鳥獣の捕獲等を促進するための報奨制度等の整備
- (7) （略）
- (8) 指定野生鳥獣による被害の防止対策に資する情報通信技術、人工知能関連技術、無人航空機その他の先端的な技術の活用及び調査研究の推進
- (9) 捕獲等をした指定野生鳥獣の適正な処理（次号の有効活用に伴うものを除く。）の促進
- (10) 捕獲等をした指定野生鳥獣の食品としての加工その他の有効活用の促進
- (11) 指定野生鳥獣の捕獲等に起因する事故の防止
- (12) 観光地、観光施設又は観光若しくは地域の振興を目的とする催しを開催する場所に指定野生鳥獣（イノシシ、ツキノワグマその他規則で定めるものに限る。）が出現するおそれがある場合における観光客

- _____
- (3) 指定野生鳥獣による人の_____身体に対する危害及び財産への被害の防止に資する知識等の普及啓発

- (4) 指定野生鳥獣の捕獲_____
- _____をする者の確保並びに指定野生鳥獣の捕獲_____をする者に対する専門的な知識及び技術の_____向上のための研修の充実

- (5) （略）
- (6) 指定野生鳥獣による被害の防止対策に資する情報通信技術_____の活用及び調査研究の推進
- (7) 捕獲した_____指定野生鳥獣の_____有効活用の促進
- (8) 指定野生鳥獣の捕獲_____に起因する事故の防止

その他関係者の安全の確保及び必要な情報の提供

(13) (略)

(関係者との連携等)

第8条 県は、前条に規定する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び関係都道府県との連携を図るとともに、当該施策の実施に当たっては、県、市町村、指定野生鳥獣関係団体、指定野生鳥獣による被害の防止対策に関して専門的な識見を有する者、農林水産業者、観光事業者その他の関係者により構成される協議会等を活用し、これらの関係者との連携及び協力の確保を図るものとする。

2 (略)

(9) (略)

(関係者との連携等)

第8条 県は、前条に規定する施策を総合的かつ効果的に推進するため、_____、当該施策の実施に当たっては、県、市町村、指定野生鳥獣関係団体、指定野生鳥獣による被害の防止対策に関して専門的な識見を有する者等で組織する_____協議会等を活用し、これらの関係者との連携及び協力の確保を図るものとする。

2 (略)